

議 事 録

会議の名称	令和7年第3回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年3月25日(火) 午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第13号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第14号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第15号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)</li> <li>(4) 第16号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)</li> <li>(5) 第17号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(6) 第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(7) 第19号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等について</li> <li>(8) 第20号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について(追加)</li> <li>(9) 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(10) 報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(11) 報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(12) 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年第3回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和7年第3回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 令和7年第3回本庄市農業委員会総会議案(追加)</li> <li>4 資料(第19号議案関係)</li> </ol>

	<p>5 事務局連絡事項</p> <p>6 農業委員・農地利用最適化推進委員 年額報酬の支払明細（資料1）</p> <p>7 農業委員会総会日程表（資料2）</p>
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第3回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第3回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>（田端会長、あいさつ）</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席11番宮部豊徳委員、議席12番永尾路子委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案7件及び報告4件に加え、本日配付した議案1件を追加し、お手元に配付した議事日程のとおり、議案8件及び報告4件です</p> <p>はじめに、第13号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第13号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第13号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、</p>

	<p>農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求め るものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売 買による所有権移転5件です。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第 2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との 調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしてい ないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1から整理番号5までをご説明いたします。はじめに、 整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地 は、児玉町児玉地内の畑2筆、田1筆面積は記載のとおりです。経営状況は、 記載のとおりです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p> <p>次に整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。 申請地は、牧西地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載の とおりです。地区担当は、議席2番内田委員でございます。</p> <p>次に整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。 申請地は、沼和田地内の畑1筆、雑種地1筆面積は記載のとおりです。経営 状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席6番金子委員でございます。</p> <p>次に整理番号4でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。 申請地は、児玉町下浅見地内の田2筆、畑1筆面積は記載のとおりです。経 営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席19番出牛委員ございま す。</p> <p>次に整理番号5でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。 申請地は、児玉町下浅見地内の田1筆、畑1筆面積は記載のとおりです。経 営状況は、記載のとおりです。地区担当は、19番出牛委員でございます。</p> <p>整理番号1から整理番号5までの申請地位置図は、3ページから7ページ までとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び 書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているもの と判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号5について、地区担当委員からの報告 を求めます。はじめに、整理番号1について、議席12番永尾委員の報告を 求めます。</p>
永尾委員	<p>整理番号1について、12番永尾より報告させていただきます。3月20 日午前9時30分頃、武政推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行い ました。</p>

	<p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、下町児童公園より北東に約120メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、みかんを作付け予定とのことです。受人の年齢は50歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号2について、議席2番内田委員の報告を求めます。
内田委員	<p>整理番号2について、議席2番内田より報告させていただきます。3月23日午後1時頃、高橋推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、牧西農村公園より西に約220メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、トマトを作付け予定とのことです。受人の年齢は53歳、本人の農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具はトラクター1台、移植機2台、管理機4台、トラック1台、動力噴霧器2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、議席6番金子委員の報告を求めます。
金子委員	<p>整理番号3について、6番金子より報告させていただきます。3月23日午後5時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、都島浄水場より北東に約60メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は白菜、ねぎ、とうもろこしを作付け予定とのことです。受人の年齢は76歳、本人の農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具は、トラクター2台、軽トラック2台、耕うん機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>

議長	<p>整理番号4及び整理番号5について、議席19番出牛委員の報告を求めます。</p>
出牛委員	<p>整理番号4及び5について、19番出牛より報告させていただきます。3月18日午前11時頃、小賀野推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-4の地図をご覧ください。申請地3筆は、真福寺より西に約70メートルに位置しております。続けて、議案書7ページ3-5の地図をご覧ください。申請地は、真福寺より西に約70メートル及び南西に約280メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、ブロッコリー、キャベツ、みかんを作付け予定とのこと。受人の年齢は84歳、本人の農業従事日数は350日です。</p> <p>農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われま。申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われま。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めま。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めま。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第14号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めま。</p>
事務局長	<p>第14号議案をご説明いたしますので、議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>第14号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従</p>

	<p>前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、9ページから15ページまでをお願いいたします。申請件数は、27件です。田14筆及び畑44筆の面積合計66,495.22平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第15号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号17番、番号18番、番号24番、番号28番、番号32番から番号34番まで、番号43番から番号45番まで、番号48番から番号52番まで、番号62番、番号63番及び番号70番から番号72番までを除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第15号議案をご説明いたしますので、議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>第15号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第18条第3項の規定に基</p>

	<p>づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この「促進計画」は、改正法の施行日の令和5年4月1日より、主に地権者と耕作者が相対で貸借をする「農用地利用集積計画」と、農地中間管理機構が地権者から借受、耕作者に配分する「農用地利用配分計画」が廃止され、「促進計画」に一本化されたものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容でございますが、17ページから22ページまでの借受については、番号17番、番号18番、番号24番、番号28番、番号32番から番号34番まで、番号43番から番号45番まで、番号48番から番号52番まで、番号62番、番号63番及び番号70番から番号72番までを除く、申請件数63件、田30筆及び畑33筆の面積合計85,271平方メートルでございます。また、23ページの耕作者の変更については、申請件数7件、田3筆及び畑4筆の面積合計7,834.61平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権及び使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号17番及び番号28番を審議します。ついては、倉林推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号17番及び番号28番をご説明いたします。計画内容でございますが、18ページ及び19ページをお願いいたします。申請件数は、2件です。畑1筆、田1筆の面積合計1,882平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受</p>

	<p>ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。倉林推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号18番、番号43番から番号45番、番号62番及び番号63番を審議します。ついては、議席11番宮部委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号18番、番号43番から番号45番、番号62番及び番号63番をご説明いたします。計画内容でございますが、18ページ、20ページ及び21ページをお願いいたします。申請件数は、6件です。田4筆、畑1筆の面積合計6,853平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p>

	<p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席 1 1 番宮部委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号 2 4 番を審議します。ついては、議席 8 番塩原委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号 2 4 番をご説明いたします。計画内容でございますが、1 8 ページをお願いいたします。申請件数は、1 件です。畑 1 筆の面積 2, 1 3 1 平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席 8 番塩原委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち借受に係る番号 3 2 番から番号 3 4 番までを審議しますが、私、議席 1 3 番田端が議事参与の制限に該当しますので退席します。退席時の進行は、会議規則第 6 条第 2 項の規定により細野会長代理にお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>
細野会長代理	<p>それでは、議席 1 3 番田端会長が、議事参与の制限に該当するため、会長代理である議席 1 番、私、細野が議長となり、議事を整理します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号 3 2 番から番号 3 4 番までをご説明いたします。計画内容でございますが、1 9 ページをお願いいたします。申請件数は、3 件です。田 3 筆の面積合計 3, 9 5 6 平方メートルでございます。</p>

	<p>ます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
細野会長代理	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席13番田端会長の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>議席13番田端会長が復席いたしましたので、議長の職務を降ろさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号48番から番号52番を審議します。ついては、高月推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号48番から番号52番までをご説明いたします。計画内容でございますが、20ページをお願いいたします。申請件数は、5件です。畑5筆の面積合計4,322平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。高月推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号70番から番号72番までを審議します。ついては、高田推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号70番から番号72番までをご説明いたします。計画内容でございますが、22ページをお願いいたします。申請件数は、3件です。畑3筆の面積合計3,305平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。高田推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第16号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第16号議案をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>第16号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>計画内容については、25ページをお願いいたします。申請件数は、14件です。麦作期間の借受でございまして、田8筆、畑6筆の面積合計15,811平方メートルでございます。設定する権利は、使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第17号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第17号議案をご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。</p> <p>第17号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-エの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容につきましては、27ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆です。令和6年4月15日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、28ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初の倉庫用地において建築予定であった建物を変更する計画変更でございます。</p> <p>計画変更の理由でございますが、申請人は当初、申請地へ倉庫を一棟設置する予定でしたが、申請人の事業を集約する方針となったため設計を見直し、倉庫を2棟設置することとなったため当初の計画を変更することとしました。</p>

	<p>以上の理由により事業計画を変更したいため、今回の計画変更申請に至ったものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第18号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第18号議案をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>第18号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、30ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転2件、使用貸借件1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和7年2月3日付けで、農振農用地区域から牛舎敷地拡張用地として用途変更されています。地区担当は、議席15番鈴木委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、31ページをお願いいたします。5-1については、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が牛舎用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「農業用施設」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。30ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用</p>

	<p>住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和6年12月5日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席6番金子委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、32ページをお願いいたします。5-2について、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号3でございます。30ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。</p> <p>当該申請地につきましては、先月の第2回総会において許可となったものでございますが、埼玉県へ進達するにあたり、申請書類のうち資金計画に係る融資証明書について再発行の必要がありましたが、その発行が遅れたため許可を取り下げ、再度許可申請となったものでございます。申請内容は、自己用住宅用地でございます。</p> <p>申請地位置図は、33ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号3までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席15番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木委員	<p>15番鈴木が報告させていただきます。3月2日午前11時頃、高山推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書31ページ5-</p>

	<p>1の地図をご覧ください。申請地は飯倉法性寺から南東へ約350メートルの場所にあります。</p> <p>申請目的は牛舎の敷地拡張です。今回の案件は、令和6年6月総会で審議されたものの敷地拡張になります。受人は農業法人として児玉郡内を中心に畜産業を営んでいます。</p> <p>申請地は昭和53年より酪農用牛舎敷地として利用されていたところ、渡人の廃業により、牛舎用地として引き続き利用したいと考え、今回、敷地拡張部分の農業振興地域整備計画の軽微変更申請手続きが完了したため申請に至ったとのことです。</p> <p>農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われま。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号2について、議席6番金子委員の報告を求めます。
金子委員	<p>6番金子より報告させていただきます。3月22日午後5時頃、戸塚委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書32ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、つきみ荘から南西約160メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定でございます。申請人は、市内のアパートにて生活しています。以前より住宅の建築を計画していましたが、条件に合う場所が見つからずいたところ、両親より、申請地を借りることができたため、申請に至ったとのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま。以上、ご報告申し上げます。</p>
議長	整理番号3について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。
倉林推進委員	<p>5-3自己用住宅用地について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。3月19日午後3時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書33ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、千本桜橋から、北西約170メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、自己用住宅用地としての所有権移転となっております。事務局から説明があったとおり、この案件は先月総会で審議していただいたものと同様の案件となりますが、総会の審議後に申請人の申請書類に変更が生じたため、許可申請の取り下げ後、再度申請に至ったとのことです。転用目的、</p>

	<p>転用内容に変更はなく、引き続き転用目的及び必要性は妥当であると思われる。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第19号議案「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第19号議案をご説明いたしますので、議案書34ページをお願いいたします。</p> <p>第19号議案、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、本議案は、農業委員会等に関する法律、以降「法」と申し上げますが、法第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容でございますが、農業委員会は、翌年度の最適化活動の成果目標、最適化活動とは、法第6条第2項に規定する「農地の集積」、「遊休農地の解消」及び「新規参入の促進」に係る活動をいうもので、農業委員会が実施することとされているものございますが、この最適化活動の成果目標を達成するために、活動目標を毎年3月末までに設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとされております。これを踏まえまして、別紙「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について、公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用により公表、また、2の公表期間ですが、公表の日から3年間でございます。</p> <p>次に、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の内容についてご説明いたしますので、35ページをお願いいたします。はじめに、「I. 令和7年4月1日現在の農業委員会の状況」でございます。</p> <p>一つ目、「農業委員会の現在の体制」、二つ目「農家・農地等の概要」でございます。2つ目の概要につきましては、総農家数・農業経営体数及び中央の表、基幹的農業従事者数は、最近の農林業センサス、農林業センサスとは、農林水産省が「農林業の生産構造やとりまく実態を明らかにし、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的」として、5年に1度、最近では</p>

2020年に実施された調査でございますが、こちらからの引用でございます。その右の表をお願いいたします。認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、農業参入法人は、本庄市農政課の情報を基としております。その下の表でございます。耕地面積は、直近の耕地及び作付面積統計、この統計は農林水産省が実施する作物統計調査の一環として調査するものでございますが、この統計からの引用でございます。

次ページ、36ページをお願いいたします。「Ⅱ.最適化活動の目標」でございます。本日、配布させていただきました、資料（第19号議案関係）「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、以降「指針」と申し上げますが、指針をお願いいたします。指針は、法第7条第1項「農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員、以降「推進委員」と申し上げますが、推進委員の活動の整合性を確保するため、指針を定めるよう努めなければならない」とする規定に基づき、令和5年3月27日に本庄市農業委員会が策定したものでございます。指針におきましては、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数などの農地等の利用の最適化に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法が定められているものでございます。詳しい内容の説明につきましては割愛をさせていただきますが、本議案の目標につきましては、この指針を踏まえ設定されるものでございます。

なお、指針につきましては、原則、委員の皆さまの改選期に合わせまして3年毎に検証・見直しを行うものとしておりますが、現指針が令和5年3月に策定したものであること、また、令和7年度より農政課が策定を進める「地域計画」との整合が必要となる観点から、検証・見直しを考えております。

それでは、これより項目毎の目標につきましてご説明をさせていただきます。議案書36ページをお願いいたします。時間の都合上、それぞれの目標における「現状及び課題」につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、はじめに「1.最適化活動の成果目標」について、「(1)農地の集積」、「②目標」でございます。対象者は担い手の定義となる認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者及び集落営農経営でございます。目標設定の考え方でございますが、指針において、令和13年度までに80%という集積率を目標として設定しておりますので、この80%を設定する必要がございます。

ここで「(1)農地の集積」において記載しております数値及び年度について、一部捕捉して説明がございます。はじめに数値についてでございます。

「①現状及び課題」の「現状」の欄の中ほどの「これまでの集積面積 (B)」の面積でございますが、先ほど対象者といたしました担い手である認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者及び集落営農経営に年度末までに集積した面積を記載する欄でございます。この数値につきましては、令和6年度末において、農政課が集計し県へ報告した数値をもって初めて確定できる数値でございます。このため本日時点では数値が確定しておりませんので、本議案では昨年度末の数値を仮に入れております。

従いまして、「これまでの集積面積 (B)」が確定した際には、目標年度である令和13年度、集積率80%に合わせて、その右横の「集積率 (B) / (A)」、その下の「②目標」の欄の2段目、「今年度の新規集積面積」、その下の段の「今年度末の集積面積 (累計) (D)」、その右横の「(目標) 今年度末の集積率」を再計算して、4月末までの公表及び都道県知事に報告させていただきます。次に年度の表記についてでございますが、農地集積の目標年度を令和14年度と記載させていただいておりますが、これは指針において3年後の目標を令和7年4月と記載しておりますことから整合をとるためそのような表記とさせていただきました。

次に「(2) 遊休農地の解消」、「②目標」についてでございます。これにつきましては、「ア. 既存遊休農地の解消」と「イ. 新規発生遊休農地の解消」に分けられております。

まず、「ア. 既存遊休農地の解消」でございますが、「a. 緑区分の遊休農地の解消」、緑区分とは「1号遊休農地」、「現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」をいうものでございますが、これにつきましては、令和3年度の農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより判明した当該遊休農地を、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、5年間、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることとされております。

次に、「b. 黄区分の遊休農地の解消」、黄区分とは「1号遊休農地」のうち、「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施などで農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」、言い換えれば「何か手をかければ、まだ農地として復活する見込みのある農地」をいうものでございますが、これにつきましては、令和3年度の利用状況調査により判明した当該農地を、埼玉県、本庄市及び農地中間管理機構と協議をいたしまして、基盤整備事業の実施など、当該遊休農地の解消のための工程表を作成することとされているものでございます。

次に「イ. 新規発生遊休農地の解消」でございますが、活動年度の前年度の

	<p>利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地につきましては、当該活動年度にその全てを解消することとされており、令和6年度に新たに発生した緑区分の遊休農地の解消を令和7年度に目指すものでございます。</p> <p>次ページ37ページをお願いいたします。「(3)新規参入の促進」「②目標」でございますが、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとされており、令和2年度から令和4年度までの各年度において、権利の設定又は移転が行われた農地の面積の平均1割以上となることを目標とすることとされているものでございます。</p> <p>続きまして、「2.最適化活動の活動目標」についてでございます。活動目標につきましても、3つの項目がございます。</p> <p>まず一つ目、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」でございますが、さきほどご説明させていただきました成果目標の達成に向け、地域の実情を勘案したうえで、最適化活動の活動日数を目標として設定することとされております。ここで1人当たりの活動日数について月10日と記載しておりますが、こちらは国の最適化活動の日数目標が10日をなっておりますことから、それに倣い10日とさせていただきました。なお、日数の考え方につきましては、活動時間にかかわらず、活動した日は1日としてカウントすることとなっております。</p> <p>次に二つ目、「(2)活動強化月間の設定目標」でございます。こちらは毎年度、3か月以上の活動強化月間を設定することとなっております。</p> <p>次に三つ目、「(3)新規参入相談会への参加目標」でございます。こちらは、国や埼玉県などが実施する新規参入相談会に、推進委員等が1名以上参加することとされておるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、追加議案、第20号議案「本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第20号議案をご説明いたしますので、追加議案書1ページをお願いいたします。</p>

	<p>第20号議案、本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員を任免したいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>人事異動の内容でございますが、2ページをお願いいたします。人事異動の内示でございますが、はじめに転出者をご説明いたします。上の表をお願いいたします。こちらは、旧所属基準つまり現在の任命状況が基準のもので、左から現在の所属、役職、氏名、そして、発令内容として、新たな所属や役職等を記載しております。転出者の該当は1名です。</p> <p>飯川事務局長補佐兼総務係長につきましては、教育委員会事務局への出向になりまして、スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ推進係長への発令で、発令日は、令和7年4月1日でございます。</p> <p>次に、転入者をご説明いたします。下の表をお願いいたします。こちらは、新所属基準のものになります。転入者の該当は、1名です。</p> <p>農業委員会事務局へは、市民生活部市民活動推進課の坂上主査が昇格しまして係長となり、農業委員会事務局総務係長への発令でございます。発令日は、令和7年4月1日でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第9号をご説明いたしますので、議案書38ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、報告第9号をご説明いたしますので、議案書38ページをお願いいたします。</p> <p>報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、39ページ及び40ページをお願いいたします。専決処分件数は、10件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p>

	<p>続きまして、報告第10号をご説明いたしますので、議案書41ページをお願いいたします。</p> <p>報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、42ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第11号をご説明いたしますので、議案書43ページをお願いいたします。</p> <p>報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、44ページをお願いいたします。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第12号をご説明いたしますので、議案書45ページをお願いいたします。</p> <p>報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、46ページから49ページまでをお願いいたします。受理件数は、18件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和7年第3回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>